

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部高齢者支援局

No	担当課	電話	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	老人福祉法	第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する必要措置	未設定ハ	
2	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	老人福祉法	第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業等の制限又は停止命令	未設定ハ	
3	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	老人福祉法	第19条第1項	養護老人ホーム等の設置認可取消等	未設定ハ	
4	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	老人福祉法	第29条第15項	有料老人ホーム設置者に対する改善命令	未設定ハ	
5	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	老人福祉法	第29条第16項	有料老人ホーム設置者に対する事業制限又は停止命令	未設定ハ	
6	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第76条の2第3項	指定居宅サービス事業者に対する命令	未設定ハ	
7	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第77条第1項	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	未設定ハ	
8	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第91条の2第3項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令	未設定ハ	
9	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第92条第1項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	未設定ハ	
10	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限	未設定ハ	
11	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の管理者の変更命令	未設定ハ	
12	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第103条第3項	介護老人保健施設の開設者に対する命令等	未設定ハ	
13	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し等	未設定ハ	
14	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第113条の2第3項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の開設者に対する命令	未設定ハ	
15	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第114条第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等	未設定ハ	
16	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第114条の3	介護医療院の使用制限等	未設定ハ	
17	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第114条の4第1項	介護医療院の管理者の変更命令	未設定ハ	
18	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第114条の5第3項	介護医療院の開設者に対する命令等	未設定ハ	
19	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第114条の6第1項	介護医療院の開設許可の取消し等	未設定ハ	
20	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第115条の8第3項	指定介護予防サービス事業者に対する命令	未設定ハ	
21	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第115条の9第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等	未設定ハ	
22	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-679)	介護保険法	第115条の34第3項	業務管理体制整備の命令（介護サービス事業者）	未設定ハ	
23	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	社会福祉法	第71条	社会福祉施設の基準適合命令	未設定ハ	
24	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	社会福祉法	第72条第1項	社会福祉事業経営の許可の取消等	未設定ハ	
25	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-681)	社会福祉法	第72条第2項、第3項	社会福祉法の規定に違反して社会福祉事業を営業者の制限等	未設定ハ	
26	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第7条	社会福祉士養成施設の指定の取り消し	未設定ハ	
27	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第7条	介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の指定の取り消し	未設定ハ	
28	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	社会福祉法施行令	第9条	社会福祉主事養成機関の指定の取り消し	未設定ハ	
29	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-678)	介護保険法施行令	第3条第3項	介護職員初任者研修事業者の指定の取消し	設定	
30	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の38第2項	介護支援専門員及び介護支援専門員証未交付者に対する指示又は研修受講命令	未設定ハ	

31	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の38第3項	介護支援専門員に対する業務の禁止命令	未設定ハ	
32	高齢者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-675)	介護保険法	第69条の39	介護支援専門員の登録の消除	未設定ハ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 処分基準を設定していない場合

イ：処分基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 処分基準を設定しているが、公にしていない場合